

資 料

中国連邦主義の思想と運動

——その研究史に関する一考察——

劉 迪

- 第1章 中国連邦主義研究の視点
 - 第2章 中国連邦主義思想研究の歴史
 - 第3章 中国連邦主義思想のとらえかた
- 簡単なむすび

第1章 中国連邦主義研究の視点

第1節 中国近代憲政運動における連邦主義

(1) 中国における連邦主義とその研究

清朝末期（1895－1911）⁽¹⁾及び民国初期（1912年－1928年）の中国憲政史を回顧してみると、連邦主義⁽²⁾の思潮は軽視できないものであることがわかる。清朝末期から民国初期にかけて、多くの西洋の政治学説が中国に導入され、連邦主義もその一つである。連邦制を主張するものは、孫文を代表する革命派ばかりでなく、立憲君主派のなかにもいる。当時、中国の政治改革に真剣に取り

(1) 思想史学者は1895年を中国の巨大な変化の始りとみなす。金観涛「創造と破壊：中国民族主義的結構及演變」『民族主義与中国現代化』第123頁、香港中文大学出版社、1994年。

(2) 本文は連邦主義の概念を二つの次元において使用したいと思う。一つは中国で連邦政府を樹立しようとする連邦主義思想を指す。もう一つは地方において国家建設しようとする思想を指す。

組む多くの人々は、連邦制を念頭に置いていた。連邦主義者である李劍農⁽³⁾は「中国の国土が広大なうえ、各省の情勢も複雑なので、本来連邦制を適用する基礎を有している。従って清末の維新運動の時代において立憲、革命両派の志士がともに将来連邦制の実行を考えている」⁽⁴⁾と指摘した。

残念ながら、ここ数十年、複数の原因で中国の連邦主義研究は遅れをとり、未だに体系的な研究は世に問われていない。民国初期から連邦制を主張することは分裂主義と見なされるおそれがある。載季陶は連邦問題を研究しなさい、世論の反発がさらに大きくなるのを恐れ、「連邦」という用語の使用を避け、連邦の実際を採用したほうがよいと提案した⁽⁵⁾。中国大陸の学者徐矛は、1927年以降、連邦主義の主張が沈静化した理由について、「国民党のファシズム的な独裁によって、人民は政治体制を模索する自由を失った。連邦制を議論することは、国民党の支配に反対することと同様であると見なされる。その後、抗日戦争があり、民族利益を守るため、国を上げての高度な集中統一を求められる。従って連邦論は更に相応しくない」と分析した⁽⁶⁾。

(2) 中国の近代憲政史と連邦主義

楊幼炯⁽⁷⁾は近代中国の憲政運動が発生した原因を(1)外来思想の刺激、(2)清末の外交上失敗、(3)民族革命の発動などに帰結した⁽⁸⁾。現代中国の学者は「憲政」を「専制」の対義語として理解しており、「憲政」を求めることは、独裁、専制に対する反抗を意味すると考えている⁽⁹⁾。

中国の憲政運動は当初から民族主義の色彩を有している。第一、対内的には、満州族である清の支配者に対する権利を求める運動である。これは民族主義と民主主義の色彩を兼ね備えている。第二、対外的には、帝国主義の侵略に

(3) (1883年—1963年) 政治学者。1910年、李は早稲田大学政治経済学部に留学。1913年から1916年まで英国に留学して政治、経済を勉強したが、特に連邦制に興味を持っている。帰国後、彼は袁世凱の武力統一政策はかえって中国の混乱を招いた現実を照らして連邦制を中国に適用すべきだと考えた。彼はまず連省自治を宣伝して連邦制をもって中国を統一しようと決意した。『民国人物小伝』第7集(台湾)伝記文学出版社、1986年。

(4) 李劍農『中国近百年政治史』第544頁、台湾商務印書館、1968年版。

(5) 載季陶『中華民國與聯邦組織』第63頁、中国図書公司、1914年。

(6) 『中華民國政治制度史』第431頁、上海人民出版社、1992年。

(7) 現代中国法律史研究者。

(8) 楊著『中国近代立法史』第12頁—第14頁、商務印書館、1937年。

(9) 王人博『憲政文化与中国近代』第3頁—第7頁、法律出版社、1997年。

対して近代国民国家や富強な統一国家の樹立を求める運動でもある。これは西洋の民主主義を導入して民族主義を主張しようとするものである。中国憲政史の底流には西洋の民主政治に倣って近代国民国家を樹立し、民族独立を図るという図式を有している。このような考えには民族独立と民主主義思想が両立する場合もあり、対立する場合もある。近代中国憲政運動の一環としての連邦主義は当然上述の憲政運動の特徴を有している。

（3）憲政運動における連邦主義の意味

第一、「憲政」という概念は西洋から生まれたものであるが、19世紀に中国は列強に侵略され、「亡国滅種」の危機に陥るなかで、多くの知識人は西洋より中国の政治制度が劣っていると認識している。彼らは、西洋諸国は議会を通して君民一致に到達することによって、富強の国家になったと考えている。清末の知識人は、専制主義が中国にとって西洋のような富強な国家を形成するうえでの障害であると考えている。彼らは君憲制、民権の高揚などを利用して専制主義を排除したいと期待している。清末の立憲主義者にとって、議会を開設するのは人民の声を聴取するより、中国を富強の国家にするためである。

第二、憲政主義運動のモデルは西洋諸国であるが、なかでも、最強の国家の制度を倣うことは憲政主義者の関心事である。立憲主義運動の歴史は西洋の議会制度、憲法、三権分立などのモデルを模倣する歴史といってもよい。これは近代中国憲政運動の特徴であるが、近代中国憲政運動の一環としての連邦主義運動もその特徴を有している。

中国は伝統上単一制国家である。連邦制を導入しようとするのは米国が同制度の導入により、政治的、経済的に成功を取めた国であるという理由にほかはない。米国は英国の植民地から迅速に強大な国家を作り上げた歴史から、中国の立憲派と革命派とも米国のモデルにあこがれ、連邦制の問題にも注目しているわけである。革命党の最初の革命目標は米国を模倣することにある⁽¹⁰⁾。立

(10) 孫文が1894年12月設立した興中会の組織綱領は「驅逐韃虜，回復中華，創立合衆政府」である。『孫中山全集』第1巻 中華書局 1981年 第20頁。載季陶はこの「合衆政府」とは合衆国（United State）であり、連邦制度であると解釈していた。載季陶『中華民国と連邦組織』，第3頁，中国図書公司，1914年版。

孫文が創立した『同盟会』も連邦制国家の樹立をその綱領として位置付けていた。1906年に出版した同盟会の機関紙には連邦共和制の実現を革命党の最高目標として位置付け、「共和政治とは、連邦政体である。わが党の絶えず追求している中国建設の無上の宗旨ではないか。わが党の目的が達成するならば、

憲派の梁啓超も連邦制を採用して中国を富強の国家につくり上げようと考えていた⁽¹¹⁾。

第 2 節 中国の連邦主義の特色

(1) 連邦制と連邦主義

連邦制に関する定義・概念は多岐にわたる⁽¹²⁾が、古典的な解釈はマディソンが『The Federalist』のなかで次のように規定している。「米国のように複合的な共和国にあっては、人民によって委譲された権力は、まず二つの異なった政府〔中央政府と地方政府〕に分割される。そのうえで、各政府に分割された権力が、更に明確に区別された政府各部門に分割される」⁽¹³⁾。

現在の米国法辞典は次のように解釈している。「幾つかの政治実体を更に大きな政治統一体に結合しながら、各実体の基本的政治統合性を留保する制度である」とし、さらに「連邦制のもとで権力は享有し、共同使用もできる。ただし、もっと一般的には各級政府が各自の権威範囲において最高存在である」と規定している⁽¹⁴⁾。

中国の政体はフランスの共和制になり、米国の連邦制になる」と記している。馮自由『録中国日報民生主義与中国政治革命の前途』『民報』第 4 号。

- (11) 梁はルソーの提唱している連邦民主制について下記のように述べた。「ルソーはスイス連邦が小さくて弱いため、隣国に侵されるおそれがあると考えている。にもかかわらず、もしも大国がスイスに倣って自ら数個の小邦に分け、連邦制に基づいて民主の政を實行するならば、その国勢は強大になり、人民が自由になり、必ず歴史上有名になり、永遠に後世万国に尊敬される。ルソーの主旨はこれではないか」。更に彼の評論を付け加えた。「——我が中国は——民間自治の風習は最も盛んである。文明各国の地方の制度を広く取り入れ、各省、各府、各州、各県、——めいめいの団体として、その地に似合う法律を制定し、民の希望に従って政令を施せば、ルソーの心に待望している国家になるであろう。その道は最も近いし、その作業は最も簡単である。こうすれば我が中国の政体は万国の師になるであろう」(梁啓超『飲氷室全集』巻四、第 7 頁。上海錦章書局発行、1923 年発行)。
- (12) Concepts of Federalism には 160 あまりの連邦主義定義を分析した。William H. Stewart, Concepts of federalism (University Press of America, 1984)
- (13) Alexander Hamilton, James Madison, John Jay The Federalist (日本語訳『ザ・フェデラリスト』第 255 頁、斎藤 真・武則忠見、福村出版、1991 年)。
- (14) The American law dictionary by Peter G. Rentorm Published by arrangement with ABC-CLLO, INC.

日本の学者、田中英夫編集の『英米法辞典』は連邦制を「統治権の行使が憲法上、連邦と州とに分属している体制」と規定している⁽¹⁵⁾。

連邦主義としての「federalism」は「連邦としての一体性を強調する意味もあれば、反対に、合衆国が州を基盤とするものであることに力点をおき、連邦政府の権限を警戒し統治作用の州への分散をはかるべきだと主張する意味に用いられることもある」⁽¹⁶⁾。中国の連邦主義運動においてこの概念を使用するとき、両者の意味とも有しているが、後者を指す場合が多い。

(2) 中国の連邦主義の背景

始皇帝以降、中国は単一国としての歴史を貫いてきた⁽¹⁷⁾。ただし、各時代の中央政権が弱体化するとき、中国には分裂や地方主義横行の時代が訪れている。清朝末期も歴代の末期症候群と同様に、清政府の中央統合力は極度に低下してしまった。阿片戦争、太平天国の乱、清政府の列強侵略に対しての軍事や外交の失敗など、これらの複合的な要素によって清政権は弱体化した。中央の地方に対するコントロールが失われた⁽¹⁸⁾。この状態は中国の単一制伝統に大きな挑戦を与えたことは間違いないであろう。こうしたことを背景に清末の連邦主義思潮が生まれた。

清末の連邦主義思想と運動は多様な形式となって現れている。例えば孫文と「両広独立計画」⁽¹⁹⁾、欧梁甲⁽²⁰⁾は『新広東』を、楊篤生⁽²¹⁾は『新湖南』をそれ

(15) 田中英夫編集『英米法辞典』東京大学出版会、1991年版。

(16) 岩崎美紀子『分権と連邦制』第10頁、株式ぎょうせい、1998年10月。

(17) 蕭君和監修『中華統一史』黒竜江教育出版社 1997年参照。

(18) 例えば(1)1897年に梁啓超が陳宝箴に清王朝とともに滅ばないように自己防衛のため湖南独立を策動した（丁文江『梁任公先生譜長編初稿』（上）第405頁）。

(2)「東南互保」という現象も地方主義の横行がみられる。1900年清政府が列強と交戦している最中、張謇、湯寿潜などが両江総督劉紳一、張之洞に共同で列強と中立契約との締結を進めた（張謇『薈翁自訂年譜』下巻 第50頁）。結局東南各省の督撫と外国側は「互いに干渉しあわない」との中立約束を交わした（胡惠春「辛亥革命前後の地方主義」『中国近代現代史論集』第17巻、第817頁、台湾商務印書館、1987年）。上記の事実に対して、フランス憲法学者 Maurice Haurion は「広大な中国においては、君権のもとで督撫はほとんど独立している」（前掲胡論文）と断言していた。

(19) 香港総督 Henry Black は香港議政員何啓を介して李鴻章の幕僚劉学詢に両広の独立、孫文と李鴻章との合作を実現させようと働きかけ始めた。李鴻章が香港総督 Henry Black の提言を受け入れた。李の幕僚は孫文に下記の内容の電報を送った。「北方義和団の乱が生じたため、粵省は独立を図ろうと思う。

ぞれ出版し、各省を清政府から離脱させ、連邦国家を樹立せよと呼びかけた。

1911年に起きた辛亥革命の最中、連邦制国家樹立の掛け声は高かった。武昌蜂起の後、全国各省は相次いで清政府から離脱し、独立を宣言した。ここで注目すべきことは、「独立」を宣言した軍政府の多くが連邦政府樹立を主張した点である。一部の省は省憲法も制定し、国家の枠組みを作ろうとしていた⁽²²⁾。

足下の助けを得たいが、速やかに広東に来て、協力し合ってほしい」。孫文は両広を独立させ反清の根拠地を得ようとして、この提案を受け入れた。中国北方の情勢の変化で清政府は宥和派の李鴻章を直隸總督として起用した。北方の義和団蜂起の沈静化とともに、英国政府もこの計画を取りやめたため、両広独立の計画は実らなかった。

- (20) (1870-1911) 広東出身。康有為の弟子、戊戌変法失敗後、日本に渡り梁啓超を協力して『清議報』を編集する。
- (21) (1872-1911) 湖南省出身。梁啓超と一緒に変法を提唱した。1900年日本早稲田大学政治経済科入学。1911年8月に革命前途に絶望して、英国で自殺。
- (22) (1)辛亥革命後、清政府の処分や外交交渉のため、中央政府の樹立が必要になった。武昌は最初蜂起の地であるが、各省の軍政府に対して指示するほどの権威を有しているわけではない。当時、各省軍政府は清政府にめいめい独立を宣言したのである。黎元洪が湖北軍政府都督に選ばれ、11月7日に彼が各地の独立した軍政府に送った電報は次のようなことを相談するものであった。「現在義軍は（武昌蜂起に対して）四面呼应し、大局は大体定まった。ただ政府が樹立・建設されないだけに、諸外国は交戦団体として認めてくれない。弊処は幾たびもの準備を経て、蜂起の各省が共同で政府を組織する場合、情勢は一応部分的に安定に近づくが、障害が依然多い。各省が政府をそれぞれ分立する場合、外国は一国のうちに無数の交戦団体を承認しないはずだ。このことは全局に大きく関わり、いかに対処するか、貴軍政府会議より教示を乞う」（許師慎「黎元洪皓電」『国父当选臨時大統領実録』（上）国史館、第4頁）。

(2)多くの独立した省は連邦共和国樹立の主張を要求した。例えば11月7日に山東省の代表は8項目の主張を提出した。そのうちの4項目は連邦制に関連するものである。その第5項は「憲法は中国が連邦制体を明記すべきである」。第6項は「外官制、地方税はすべて本省によって決める」。第7項は「諮議局規約を本省の憲法とし、自由に改訂できる」、第8項は「本省は軍を保有する自由を有する」（陸雲章『中華民国開国記』第368頁、大中国図書公司、民国75年版）。

貴州が独立を宣言したとき、「大漢連邦民主共和国」の樹立を宣言し（第7項は「諮議局（1908年に清政府は世論採取のため各省で設立した機構である。）規約を本省の憲法とし、貴州臨時軍事政府は全省に発する告示文のなかで「連邦民国を組織し、共和立憲の希望を実現する」と言明した。

各省連合会の開催に関して、浙江省都督湯寿潜と江蘇都督程德全は連名で上

民国以降、軍閥割拠と分裂などによって、連省自治運動のうねりが高まった。これらの運動はすべて中国の連邦主義を強化する役割を果たした。

(3) 中国連邦主義の影響

連邦主義を研究するということは、若干の誤解を釈明するうえで有利である。例えば、連邦主義＝分裂主義という考えに対して、歴史上の連邦主義は当初中国の統一を図る思想にはかならなかったと反論できる。

早期の中国共産党政策は連邦制を主張し、これも20年代中国連邦主義思想のもう一つの側面である。例えば1922年に公表した『中国共産党第2回全国大会宣言』の第3部分は中国共産党の目標として「自由な連邦制をもって中国本部、

海都督陳其美に打電し、次のような見解を述べた。「米国合衆国の制度は、わが国の今後の模範となるべきである」。

広西軍政府が公布した通電には「対内独立宣言を要とすべきであり、対外では連邦政府の組織が急務である。広西軍民の要求に基づき今日に独立を宣言し、敢えて各省督撫に一齐に独立宣言と境界除去を行い、満族・漢族の区別を取り除くことを願う。共同で連邦政府組織の建設を図って、対外的に様々な業務を行う。米国のように、首都をワシントンとし、一人を臨時大統領とする。又は佛か独のように、北京をプルチャーとし、一人を内閣総理大臣とする」。

(3)連邦主義は辛亥革命及びその後の中国に対しての影響は諸方面にわたっている。

第一は、各省都督府代表会議への連邦主義の影響。武昌蜂起の後、各省が独立したが、清政府の攻撃への反撃、清政府との交渉、諸外国との外交交渉などにより、中央の窓口の設立は急務になっている。従って各省の都督の代表は11月15日に上海に集合して全国の反清連盟組織として「各省都督府代表連合会」（略称「各省代表会」）を作り上げた。

「各省代表会」は各地方の都督府との関係は指導関係ではなく、あくまでも協議的な場であるため、ここで各省都督府の地位は平等なものである。すべての重要な事項は各省代表によって共同で議決する。確かに同月20日に各省代表会は「武昌を民国中央軍政府として承認し、鄂軍都督府を中央政務の執行機関とする」という決議を出したが、鄂軍都督府は執行機構にすぎない。

この組織は米国の18世紀の「連合会議（Congress of Confederation）」を容易に想起させ、濃厚な連邦主義の性格を有している。例えば設立当初には、浙江省都督湯寿潜と江蘇都督程德全は上海都督陳其美に打電し、米国が独立したときの13州の会議に倣って、各省連合会の成立を提言した。電報は次のように述べた。「武漢蜂起の後、各省が呼応し、共和政治が全国世論に公認された。（中略）米国合衆国の制度はわが国の今後の模範となるべきである。米国建国の当初は、各州の間に相当な争いがあったが、対外的に合衆国の旗を掲げ、対内的に分裂を制圧し、8年間の戦いで最後の成功を収めたのは、13州会議総機

モンゴル、チベット、新疆を統一し、中華連邦共和国を建設する」⁽²³⁾とある。

歴史上、「連省自治」という連邦制は軍閥に利用されたため、孫文は連省自治に反対した。孫文が反対したのは「連省自治」を利用して分裂を図ることだけである。軍閥は「連省自治」という道具を利用したが、道具自身の問題ではなく、利用者側の問題である。

早期の中国共産党も連省自治に反対していたが、それは軍閥が連省自治を割拠の口実として利用することで反対した。しかし、「民主の連邦制」に反対しなかった。例えば、当時の中国共産党総書記陳独秀は「連省自治」を批判する

構が統一的に秩序を維持する役割を果たしたためである。これは蜂起の最大な目標である。第一回会議を回顧してみると、各州議会の助力にとどまったことにすぎないが、第3回会議になって初めて国会の長治久安を確定した。これは歴史の経由すべき道路である。わが国上海は、中外情報の集積の地である。交通の便もあり、戦禍を患わないため、急ぎ米国第一回会議に倣って上海で臨時会議機構を設立し、対内対外の妥当な方法を検討し、国土統一の防衛、人道平和の回復を実現するため、ぜひ各省が上海に集会の代表を派遣してほしい。当該組織の樹立は米国式の連邦主義志向を目指して進められたわけである。

第二は、蜂起後、各省の軍政府は連邦制的な立法の動き。一部の省軍政府は欧米国家の憲法を参照して本省の憲法的な約法を制定し、公布した。例えば『中華民国鄂州約法』、『中華民国江蘇軍政府臨時約法』、『広西臨時約法』などである。省を連邦の州とする軍政府もある。例えば貴州軍政府が制定した『貴州憲法大綱』には「中華民国は連邦共和国であり、貴州は省級邦国である」と規定している。

第三、臨時政府組織大綱の連邦制的な特色。まずこの組織大綱は1777年米国の大陸会議が制定した「連合規約 (The Articles of Confederation)」に似ている。1911年12月3日に、漢口で行われた各省都督府代表連合会は『中華民国臨時政府組織大綱』を制定し、公布した。これは臨時憲法といってもよいが、米国憲法を模倣した部分が多い。例えば、第一条は「臨時大統領は各省都督府代表によって選出する。投票総数の三分の二以上を獲得するものは当選する。代表の投票権は毎省一票に限っている」と規定している。さらに重要事項の処理には2/3以上の州の合意を要することも同様である。

更に第七条の参議院の組織方法も連邦的なものであり、各省都督府が議員を派遣して参議院を組織する。第八条は各省が3人に限っている。この規定は各省が人口や地域と関係なく各省一律平等の選挙法は連邦制思想の現れである。これも米国が独立した当時ニューヨークのような大きな州がニュー・ジャージのような州と等しく一票を有するのと同様である。

- (23) 中国共産党書記処編『六大以前』第10頁、北京人民出版社、1980年9月第1版。

とき、「民主の連邦制はもちろん統一に害とならないが、軍閥らが提唱している『連省自治』は、統一を破壊する形を変えた封建割拠である」⁽²⁴⁾と述べた。

20年代半ばごろ連邦主義運動はすでに終息したが、その思想はその後様々な形で表現される。例えば40年代の中国民主同盟綱領には省憲法の制定、県長、省長の民選、県議会、省議会の設置などを規定している。さらに国家憲法頒布後の省憲法会議の開催、省憲法の制定なども書き入れている⁽²⁵⁾。

30年代前期に、中国共産党は「民族自決」を唱え、漢民族と各少数民族が共同で「中華ソビエト連邦共和国」を建設することを提案した⁽²⁶⁾。1934年の『中華ソビエト共和国憲法大綱』第14条には下記のように規定されている。「中華ソビエト政権が中国国内の少数民族の民族自決権を承認する。各弱小民族が中国を離脱し、独立国家を成立する権利を有している。モンゴル、回族、チベット族、苗族、黎族、高麗族などは、中国の地域に住居している場合、彼らは完全に自決権を有している」。これは明らかにソビエト憲法の影響を受けている。更に国民党一党独裁に対抗するため、連邦主義を主張しているという側面も否定できない。30年代後期から中国共産党はその方針を修正した。

中国政府の公式見解は「一国二制度」とは連邦制ではない、と否定しているが、「連邦制」の要素を潜んでいることは否定できない。実はある面において「一国二制度」は連邦制より分権的なものであるといわなければならない。

(4) 中国の連邦主義の特徴

以上のように近代中国憲政運動の一環として連邦主義を位置付け、把握する場合、中国の連邦主義の特徴を見出すことは容易になる。第一は、連邦主義という道具を利用して強大な国民国家を樹立すること⁽²⁷⁾。第二は、連邦主義を

(24) 中国共産党書記処編『六大以前』第54頁、北京人民出版社、1980年9月第1版。

(25) 『中国民主同盟綱領』、『中国民主同盟歴史文獻』（1941－1949）第66頁。

(26) 1933年中国共産党中央委員会が提案し、中央工農兵会議第一次全国大会中央準備委員会全体会議が可決した『中華ソビエト共和国国家根本法（憲法）大綱草案』、1934年、第二回全国労働農兵代表大会が修正・可決した『中華ソビエト共和国憲法大綱』を参照。

(27) 例えば孫文は中国が米国の共和連邦制を採用するならば、中国は必ず迅速米国のように強大になるであろうと信じている。故に彼は辛亥革命以前、ずっと米国の中国革命後の手本として考えていた。(1)1901年に米国雑誌 The Outlook 記者 G. Lynch のインタビューに答えるとき、連邦制の問題にも触れた。孫文は中国の将来の政体について「連邦または共和政体をもって帝政支配に取

武器として専制政権と戦うこと⁽²⁸⁾、第三、国家統一の道具として利用する⁽²⁹⁾ことである。

本来連邦主義は分権という特徴があるが、近代中国特有の政治環境のなかでその理想は上述の三つの特徴に覆い隠され、最後に連邦主義の固有原則である分権制は喪失し、放棄せざるをえなくなった。

第2章 中国連邦主義思想研究の歴史

第1節 研究と政治の主張

(1) 早期連邦主義の研究は三種類に分けられる。第1種類は政治主張のなかに連邦主義研究を含むもの。例えば『新広東』、『新湖南』はその類のものである。第2種類は研究と政治主張に混在していて両者の峻別は困難なもの。例えば載季陶の『中華民国と連邦組織』。第3種類は主に学術的なもの。例えば李剣農の『最近三十年中国政治史』。勿論、これは中国政治史の専門著作であるが、連邦主義のそれではない。

(2) 最近の研究は歴史学的な視点からアプローチするのが特徴であるが、憲政史研究の視点が欠如していることを指摘したい。

第2節 早期の連邦主義思想の研究

(1) 清朝末期においては連邦主義研究は系統的なものとはいえない。前述の

って代わろう」と述べた。『孫中山全集』第1巻、第211頁。孫文は主に米国のことを念頭に置きながら連邦制を提起したようである。1903年12月中旬に孫文はある講演に「中国の各大行省は米国合衆国の各州に類似している。われわれは衆人のことを管理する大統領が必要である」と指摘した。前掲書第227頁。1904年、孫文は『中国問題の真の解決』という米国民への論文のなかで「われわれはあなたたちの政府（米国政府―筆者注）に倣ってわれわれの新政府を樹立する」と表明し、彼の革命後の政体は米国式の連邦国家として理解してもよいと考えている。前掲書第1巻、第255頁。

(28) 清末の欧渠甲、楊篤生は連邦主義思想を利用して清独裁に反抗する。民国初年、国民党は原則として単一国を主張したが、袁世凱の独裁専制に対抗するため、連邦制を利用したこともある。

(29) その後、多くの知識人は軍閥割拠に対抗し、中国再統一のため連邦制を主張した。

欧渠甲，楊篤生，孫文などの政治的な主張の中に連邦制問題が言及される外は，多く見当たらない。

(2) 早期の連邦主義研究は，載季陶⁽³⁰⁾の『中華民國と連邦組織』が最も有名である。この論文は1914年に中国図書公司によって出版された。中国においての極めて重要な早期連邦主義理論の論文である。論者は連邦制を導入する理由について，次のように記している。

「中国は土地が広大で，人民が多い。民族が複雑で，風習は異なっている。一つの機関をもって百政を統制する場合，中央政府が強大であるならば，地方人民は専制の害を受ける。中央政府が弱体しているならば，地方の官吏はめいめい割拠を行い，集権の政治の実現は期待できるはずがないし，民権の発達は更に望むべくもない。中国の統一発展と中国人民の福祉増大を望むならば，連邦の国家組織をもって国権の統一と民権の発達という両者の調和を図らなければ成功できない」⁽³¹⁾。

(3) 1930年，李劍農は『最近三十年中国政治史』を書き上げた。当該著作第10章に「連省自治運動と南北各軍閥の混戦」を設けて，連省自治の由来と意味を分析した。1947年，この著作を補足したうえ『中国近百年政治史』が商務印書館によって出版された。1965年に再販された。これは近代中国政治史，憲政史研究の古典のみならず，中国の連邦主義研究においても欠くことができない入門書である。作者李劍農は有名な連邦主義者であり，湖南共和国の憲法草案の作成にも参画した。

(4) 1937年商務印書館は楊幼炯の法学名著『近代中国立法史』を出版した。この著書は近代中国の立法全過程を取り扱うものであるが，第21章，第22章に省憲運動の由来，発端及び消滅の全過程を分析し，近代中国連邦主義運動の研究には欠くべからざる手がかりとあるものである。

(5) 王世傑⁽³²⁾，錢端昇⁽³³⁾の『比較憲法』は中国の連邦主義に関する内容を紹介していないが，第四編第四章に「連邦制度」を紹介しているので，当時の連邦制自体に対する研究の水準を知るうえで参考になる。

(30) (1890-1949) 元名は伝賢。1905年日本留学。国民党の元老，理論家，1949年自殺。

(31) 戴前掲書第3頁-第4頁。

(32) (1892-1983) 英国，フランス留学，法学博士。北京大学教授，武漢大学学長，国民政府法制局長，教育部長，外交部長歴任。

(33) (1900-1990) 1923ハーバード哲学博士。清華大学，北京大学教授歴任。

(6) 当時の雑誌『甲寅』、『中華』、『太平洋』、『努力週報』雑誌には連邦制に関する論戦の場を提供した。これらの雑誌の研究は連邦主義思想研究にとって極めて重要である。この点については、別に論じる。

(7) 台湾の連邦主義に関する研究は大陸よりやや早かったが、70年代胡春恵の『辛亥前後の地方分権主義』⁽³⁴⁾は早期の連邦主義運動と思想に関する紹介が参考になる。

(8) 80年代以降、中国大陸の学者は近代中国連邦主義運動に対する研究を回復した。1982年、鄒小孟は『四川大学学報』に公表した『「連省自治」に対する初歩的な考察』⁽³⁵⁾のなかで、連省自治の社会、思想背景を分析したが、論者の連省自治運動に対する見方はかなり厳しい。例えば連省自治の性質に対して下記のように分析している。「いわゆる「連省自治」とは、根本的に帝国主義、封建軍閥の反動支配を倒せずに、本省人によって憲法を制定し、省長を選挙し、本省のことを管理し、各省を連合して連省政府を設立する」と⁽³⁶⁾。

1985年、鄭永福は『1905年前の中国の地方自治思潮』⁽³⁷⁾、『「連治」思潮と軍閥「連省自治」について』⁽³⁸⁾などを発表した。

1988年、張鑫の『中国法制的現状及び改革』⁽³⁹⁾が香港で出版された。当該論集の第4部分で「連邦制」の問題が再提起された。連邦制を再提起する背景は、80年代の中国大陸と台湾の関係緩和、香港の将来の地位などの問題と関連がある。論文は主としていかに連邦制をもって中国を統一するかについて述べたが、「中国の歴史における連邦思想」の部分で、中国の連邦主義思想の歴史を回顧している。この意味で参考になるとと思われる。

(9) 90年代以降の連邦主義研究に関しては、1992年7月、中国大陸では『中華民国政治制度史』⁽⁴⁰⁾が出版された。その第12章に「連邦制度」を設けて20年代を中心とする連省自治運動を紹介した。「ブルジョア革命派と連邦制」、『「単一制」』と『連邦制』の論戦』、「連邦制の模索と民国政治の実際」、『連省自治運動の運命』などにわけて紹介したが、著者は「連省自治運動は連邦制が中国

(34) 中国近代現代史論集 (18) 第17編, 辛亥革命, 台湾商務印書館。

(35) 『四川大学学報』1982年4号。

(36) 前掲雑誌第64頁。

(37) 『史学月刊』1983年第2号。

(38) 『史学月刊』1985年第3号。

(39) (香港) 中文大学出版社, 1988年。

(40) 徐矛『中華民国政治制度史』上海人民出版社, 1992年。

においての特殊な形式である」⁽⁴¹⁾と指摘した。彼は国民党の連邦制に対する態度を分析している。

全体からみれば、70年代以降の連邦主義思想に対する研究は紹介にとどまる部分が多く、20—30年代を超えるとは言えない。

第3章 中国連邦主義思想研究のとらえかた

第1節 中国連邦主義研究の問題点

以上、今日までの連邦主義思想の研究について述べたが、その研究（特に最近の研究）を分析するならば、幾つかの特徴がある。

- (1) 歴史学の視点と性格が強いこと。
- (2) 紹介的なものが多いこと。
- (3) 主に「連省自治」時期に集中していること。

今日まで当該分野の研究は以下の問題点を有している。

(1) 「連省自治」や「湖南共和国」のような、個別的な現象に関する研究はあるものの、連邦主義という概念を使用してこれらの諸現象を統括的に把握する作業は未だに見られていない。

(2) 中国近代憲政運動史の視点からいかにこれらの思潮、運動を位置付け、意味付けるかは今後の研究を待たなければならない。

- (3) 法的、又は制度的に連邦主義に対する総括は欠如している。

第2節 連邦主義研究の内容

(1) 連邦主義研究の内容

近代中国の連邦主義は複雑な内容を有しているが、憲政史の視点から研究するならば、基本的には3種類の内容を有していると思う。第一は連邦主義思想である。第二は連邦主義運動である。第三は連邦主義制度・法規である。

第一種類の問題に関しては、近代中国の連邦主義思想の起源、内容及びその背景、連邦主義者及びその反対者の論点の分析、連邦主義思潮などを含む。

第二種類の問題に関しては、連邦主義を主張する各政党、グループ、集団についての分析、各事件、会議、各運動に関する分析を含む。

(41) 前掲書、第438頁。

第三種類の問題に関しては、多くの省憲法、連省憲法に対しての分析がそれである。

(2) 連邦主義研究の期間区分の問題

筆者は研究の便宜上、4つの期間に分けたほうがよいと思う。第1期は清末(1895年—1911年)である。第2期は辛亥革命(1911年10月10日)前後である。第3期は連邦主義論争の時期(1912年—1920年)である。第4期は省憲運動と連省自治段階(1920年—1924年)である。

第3節 連邦主義研究の綱要

(1) 連邦主義思想・思潮

連邦主義の代表的人物の思想を研究することは重要である。例えば早期の孫文⁽⁴²⁾、載季陶、毛沢東⁽⁴³⁾、章太炎⁽⁴⁴⁾、李剣農を取り上げられる。彼らの連邦

-
- (42) 孫文の連邦主義に関する記録はそれほど多くはみられないが、今日入手できる資料から分析するならば、辛亥革命までの孫文は間違いなく連邦主義論者であった。1900年に自ら地方において共和国を作り、最終的に中国で複合共和国を樹立しようと試みた。孫文がどのように連邦主義者になったのかについては、直接の記録はないが、孫文は少年時代にすでに米国で勉強したことがあるし、香港で医学を勉強していたころ、多数の西洋政治、経済などの書物を熟読した。1896年孫文は、ロンドンで清政府大使館に一時拘束された以降、ロンドンにおいて一年ほど西洋の政治、経済理論を系統的に勉強した。

孫文の連邦主義思想に関して幾つかの例をあげる。(1)孫文が中国の連邦国家建設に関する考えを提出した時期に関しては、通説では、1894年の早期興中会創設のときである。1897年8月に孫文は日本で宮崎寅藏、平山周との間に下記の談話を残した。これは連邦制に対する孫文の初期の考え方をうかがうことができる。「共和政治は政体の最高であるばかりでなく、中国の国民にも相応しいからである。連邦共和のもとに、有名な人物を部長とし、その才能を発揮させる。更に中央政府を設け、彼らをおさえ、連邦の中枢とする」(『孫中山全集』第1巻、第173頁、中華書局、1981年)。孫文は清政府を覆したあと、中国歴史上の教訓を汲みとり、権力闘争を避けるため連邦制を導入すべきだと考えている。

(2)1900年6月22日に香港總督宛の手紙に『平治章程』を提出し、各省に自治政府を設立し、連邦制の国家プランを示した(『孫中山全集』第1巻、第173頁、中華書局、1981年)。

(3)翌年の春に孫文は横浜の自宅でアメリカの雑誌 The Outlook 記者 G. Lynch のインタビューに答えたとき、連邦制の問題にも触れた。孫文は中国の将来の政体について「連邦または共和政体をもって帝政支配に取って代わろう」と述べた(前掲書、第1巻、第211頁、中華書局、1981年)。

主義思想は後人に大きな影響を与えている。

連邦主義の思潮に対する研究も重要である。例えば前述の『新広東』、『新湖南』などはこの種類のものである。学者の意見も注目すべきである。辛亥革命後から北伐勝利までの間、多くの知識人は連省自治を通して中国統一という目的に達成したいと考えていた。代表的な学者は胡適⁽⁴⁵⁾、唐徳昌⁽⁴⁶⁾などである。

連省自治思潮のなかで「虚国連省制」という主張もある。その理論は中国の貧乏・混乱の原因は「国土が大きすぎる」ことであり、交通が不便であることだ。特に辺境各省は中央政府とかけ離れている。中央集権の下では各省の発展に不利である。従って「虚国連省制」を主張し、中国を二、三十個の準国家に分け、各省を準国家とし、めいめい自治を行い、独立発展させる。ただし完全に独立させるわけではない。中国の統治権の支配を受ける。それまでの中央権限を減らすことだけである。地方権限の増強は、各省の優勢を十分に発揮することができる。中央の牽制を受けなければ、地方の発展に有利である⁽⁴⁷⁾。

(43) 早期の毛沢東は連邦主義者といってもよい。『毛沢東早期文稿』には彼早期の湖南独立を主張する内容の文献を掲載している。この問題に関して中国以外の地域の研究は次の2種をあげる。池上貞一「毛沢東と湖南共和国」『アジア研究』第26巻第2号。1979年, MaDonald, A.W., Mao Tse-tung and Hunan Self government Movement 1920, in China Quarterly, No. 68 (1976)。

(44) (1868年-1936年), 1920年『連省自治虚設政府議』を発表し、軍政実権を各省督軍に渡すべきであり、中央政府は形式だけ保存すべきであると主張している。彼は省自治、連省自治と行政委員連邦制という三段階をもって連邦制を実現しようと提言した。彼が主張しているのは連邦より邦連である。つまり地方の権限は軍事、外交、財政などすべて含むことである。

(45) 胡は『連省自治と軍閥割拠区』のなかで(『努力週報』第19号に)次のように述べた。集権の政治組織は集権に最も相応しくない中国に適用しようとするのは、中国軍閥割拠の最大な原因である。省自治に基づいている連邦制は軍閥打倒の重要武器である。地方の権限の増強を通して軍閥と戦い、軍閥を倒すことは省自治の意義であり、連邦の役割である。

(46) 彼は『連省自治と現代中国』(雑誌『太平洋』第3巻第7号)のなかで連省自治の意義について次のように考えている。省憲に基づいて省長を選挙し、省憲を通して軍閥の派閥勢力を廃止することができる。省憲運動に対してうまく引導すれば、南北統一、簡単にできる。

(47) 王章他監修『中国近現代社会思潮辞典』第734頁-735頁, 南京大学出版社。

(2) 連邦主義運動

連邦主義に関する運動や事件も研究視野に入れるべきである。例えば、孫文の広東独立計画、辛亥革命における連邦主義思想⁽⁴⁸⁾、『国是会議』⁽⁴⁹⁾、省自治、連省自治⁽⁵⁰⁾などがある。

(48) 前掲 (22) 参照。

(49) 1922年全国工商界、教育界など8団体が黄培炎の提案で上海で「国是会議」を開催した。会議の目的は「救亡大計」を図り、学者より憲法を制定するということである。1922年7月21日完成。憲法草案11章、106条。討議を経て8月公布。主な内容は以下のとおりである。

(1) 中華民國は連省共和国である。

(2) 中央政府と省政府の権限を列挙する。

(3) 各省の軍隊を民団に改編。

(4) 軍人は退職が三年未満のものは、中央及び省政府の官吏任ずるべきではない。

(5) 現役軍人は文字で政見を公表してはならない。

(6) 国民教育生計及び自由

(『中国現代資産階級民主運動史』, 吉林文史出版社, 1985年版, 94頁)

これは連邦制憲法草案である。改良派世論は高く評価した。国是会議はこの憲法草案を北京政府にわたしたが、国会が憲法を起草するとき参考にしたそうである。その後、連邦主義色彩がある『中華民国憲法』を公表した。これは曹錕憲法といわれるが、「国権」と「地方制度」の規定は、「国是会議」憲法草案から引用した内容である。

(50) (1) 「連省自治」の背景。1920年7月、直奉戦争が爆発し、8月南方に広東広西軍閥戦争が爆発し、軍閥の実力を大きく損失した。故にどの軍閥も武力で中国を統一することは不可能になった。更に戦争は中国社会に多大な危害をもたらしたため、いかに中国の戦乱を救うということは、連邦制を再提起した背景である。

(2) 1920年に「連省自治」運動は湖南から始まった。この年の7月に、湘軍総司令譚延闓は湖南省から安徽省出身の湖南省督軍兼省長・張敬堯を追い出した。続いて梁啓超、熊希齡（(1870年—1937年) 湖南出身。1912年章炳麟と統一党を組織した。1916年袁世凱に湘西宣慰使に任命され、暗に湘西独立を働きかけた。）1920年北京で湖南自治大綱を作り上げ、湖南に出し、米国の連邦制に倣って各省がめいめい省憲法を制定し、譚延闓に実施しようという連邦制の提言を提言した。譚はまず、全国に「湘人治湘」を宣言し、同年11月に「連省自治」を打ち出した。広東の陳炯明、雲南の唐繼堯は電報を打って呼応し、全国において大規模な省自治と連省自治運動を形成した。連省自治運動の第一歩として、省によって省憲法を作成し、省憲法に従って首脳を選挙し、本省の人が本省を治める。このうえ次第に連省自治を実現する。省自治に対して、一部の意見は中央に権力を集中すべきと主張するが、これに対して省を準国家に発展すべきだという意見もある。

省自治と連省自治運動の理論関係は下記の論理に従って行われた。省憲法と省自治は「連省自治」の前提である。「連省自治」は省自治の目的である。すなわち省自治の基礎の上に各自治省の連合を通して国家の統一を実現する。

(3) 法規，制度

連邦主義運動のなかで多くの法規，法案及び制度を制定したが，研究すべき課題である。たとえば、『平治章程』⁽⁵¹⁾，『湖南省憲法』⁽⁵²⁾，『浙江省憲法』⁽⁵³⁾などがある。

-
- (51) この書類は孫文の香港総督 Henry Black 宛ての手紙に含まれて、手紙のなかで彼は英国政府に独立援助を要請するうえで、両広独立後の中国国家形式に関して『平治章程』で示した。第一は、将来新政府の基本原則として遷都をすること。第二は新しい首都で中央政府を樹立させ、各省で自治政府を樹立させること。これをもって分権して治める。第三は憲法を持って中央政府の権限を「水陸各軍の統括」と「外交事務の処理」に限定する。第4は議會を設け、各省の貢士をもって議員とする。
- (52) 1921年1月「湖南自治法準備處」が設立された。李劍農，王正廷，など法学専門家や学者13人はそのメンバーである。『湖南省憲法』は彼らが独立で起草した。12月11日に投票に付した。1800万票で可決され、1922年1月1日に正式公布した。これは中国歴史には最初の人民投票によって定めた省憲法である。総綱には「湖南省は中華民國の自治省である」、「省自治権は省民全体に属する」と規定している。李劍農『最近三十年中国政治史』（（上海）太平洋書店，1932年5月3版）第313頁以下参照。
- (53) 1920年，浙江省議會議員褚輔成などが発案した『浙省自治大綱建議案』を提出し，外交，軍事，司法，郵政電信，関税塩政を除いて，浙江省は完全な自治権を有していると規定している。1921年5月，褚輔成など議員は『浙江省憲期成會』を組織して，省憲法會議組織法及び省憲制定の問題を討議する。安徽系軍閥盧永祥は6月4日通電を打ち，省自治のため，省憲を制定しようと訴えた。更に省憲法起草委員會を組織して，省憲法を起草しようとする。更に自治宣言を公表し，「自治は救亡の唯一の方法である」と述べた。浙江省憲法は省議員何建章，沈鈞儒などによって作成され，1921年9月9日公布された。故に「九九憲法」ともいう。更に憲法実施の確保のため，『憲法施行法』23条が制定された。ただし，浙江省憲法を公表したが，盧は省民投票をしていないことを理由として，その実施を拒絶した。1922年浙江省の輿論は再度省憲を実施するよう要求した。憲法審査委員會は省民が提出された憲法草案計100種類を受け取った。11月4日に審査開始。1923年1月26日審査終了。最後に三種類の草案を決めた。第一は行政委員制案，第二は責任内閣案，第三は省長合議案。1923年8月1日に全省公民によって投票する予定になったが，盧は誠意がないため，投票は行われなかった。前掲『近代中国憲政史』第214頁以下参照。

簡単なむすび

以上簡単に今日までの中国連邦主義の研究について紹介したが、拙文では今後近代中国の連邦主義を研究する場合、以下の二点はとくに重視すべきであると提案したい。

中国の連邦主義思想の研究課題は大きいうえに複雑である。筆者はそれを今日までの研究視点を踏まえて、今後の研究課題を考察しなければならないと思うが、以下の二点は重視すべきではないかと思う。

(1) 近代中国憲政史の視点から連邦主義思想を研究すべきである。近代中国憲政史の全過程における連邦主義思想を位置付けなければならないし、例えば、中国の連邦主義の起源、発展、内容、前期と後期の関係を詳しく調査研究すべきである。

(2) 近代中国の連邦主義に対して3つの視点から総合的研究すべきである。つまり近代中国の連邦主義は思想であり、運動であり、制度である。その3つの面に対して全面的に研究する必要がある。

故に上述の空白を補足するため、今後、中国連邦主義に対する研究は(1)連邦主義という概念をもって諸現象を分析すること、(2)中国近代憲政史における連邦主義の意味を把握すること、(3)それぞれの制度や法に対して具体的に考察すること、などを提起したい。